

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p data-bbox="507 562 923 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="590 1297 834 1331"><u>2025年8月1日</u></p> <p data-bbox="572 1444 851 1478">株式会社 STNet</p>	<p data-bbox="1754 562 2169 596">光ネットサービス契約約款</p> <p data-bbox="1831 1297 2086 1331"><u>2025年10月1日</u></p> <p data-bbox="1813 1444 2098 1478">株式会社 STNet</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
<p>附 則</p>	<p>附 則</p> <p><u>(実施期日)</u></p> <p>1 この改正約款は、2025年10月1日から実施します。</p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 この改正規定実施前に、改正前の規定に基づき、支払い又は支払わなければならなかった電気通信サービスの料金その他の債務については、なお従前のおりとしします。</p> <p><u>(特例措置)</u></p> <p>3 別記1(1)の提供区域において、2025年10月1日から2026年1月31日までの間にピカラ光ねっと申込みを行ったピカラ光ねっと契約者に、次の特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。</p> <p>(1) 料金表における定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスに関する料金(ただし、かけつけサポートサービス利用料を除く)について、光ネットサービス契約の定額利用料が課金される月から1ヶ月に限り、0円とします。</p> <p>(2) ピカラ公式サイト(https://www.pikara.jp/hikari.html)から、ピカラ光ねっと申込みを行った場合、料金表における定額利用料、機器のレンタル料及び附帯サービスに関する料金(ただし、かけつけサポートサービス利用料を除く)について、(1)の特例措置が終了する翌月から5ヶ月に限り、0円とします。</p> <p>(3) 他の減額措置により、光ネットサービス契約の定額利用料が0円とされる場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)及び(2)の特例措置を実施します。</p> <p>4 別記1(1)の提供区域において、2025年10月1日から2026年1月31日までの間に、光ネットサービス契約(品目が10Gb/sのものに限る)の新規契約または10Gb/s品目への変更の請求を行った光ネットサービス契約者について、次の特例措置を実施します。</p> <p>(1) 光ネットサービス契約(品目が10Gb/sのものに限る)の料金額は、以下のとおりとします。</p> <p>(ア) プラン1(ホーム)タイプIの料金額は、課金される月から12ヶ月に限り、基本額から1,500円を減額し、5,200円(税込5,720円)とします。</p> <p>(イ) プラン2-1(マンションオール光タイプ)の料金額は、課金される月から12ヶ月に限り、基本額から1,500円を減額し、4,000円(税込4,400円)とします。</p> <p>(2) 他の減額措置により、光ネットサービス契約の定額利用料が減額される場合は、他の減額措置が終了する翌月から(1)の特例措置を実施します。</p> <p>(3) (1)の適用期間中に他の品目に変更した場合、又は光ネットサービスの利用の一時中断、利用停止又は利用休止があった場合は、(1)の特例措置の実施を中断します。</p> <p>(4) 品目変更(ただし、10Gb/s品目から1Gb/s品目への変更に限る)に係る手数料(契約事務手数料2,000円(税込2,200円)及び品目変更手数料1,000円(税込1,100円))3,000円(税込3,300円)及び回線終端装置工事費7,000円(税込7,700円)を初回のみ0円とします。</p> <p>(5) 4の期間中に10Gb/s品目への変更の請求を行った光ネットサービス契約者は、品目変更(ただし、1Gb/s品目から10Gb/s品目への変更に限る)に係る手数料(契約事務手数料2,000円(税込2,200円)及び品目変更手数料1,000円(税込1,100円))3,000円(税込3,300円)及び回線終端装置工事費7,000円(税込7,700円)を初回のみ0円とします。</p> <p>5 別記1(1)の提供区域において、2025年10月1日から2026年1月31日までの間に光ネットサービス契約の申込みを行ったピカラ光ねっと契約者に、次の特例措置を実施します。ただし、この約款の附則で別に定める場合を除きます。</p> <p>(1) プラン1、プラン2、プラン2-2B(バリュープラン)に係る新規契約に伴う契約事務手数料交換機等工事費については0円とします。</p> <p>(2) ピカラ光ねっと契約者ご自身で、マイピカラにより次の申込みをされる場合に、次の特例措置を適用します。デュアルスタックの提供を受けていないピカラ光ねっと契約者がデュアルスタックの提供に係る端末交換の申込みをした場合、契約等事務手数料2,000円(税込2,200円)を0円とします。(ただし、提供区域がピカラゆすはらを除く)</p>	

光ネットサービス契約約款 新旧対照表

旧	新	備考(変更理由)
	<p>(3) 「ノートン セキュリティ オンライン」のライセンスコードの発行申請にあたり、当社所定の方法以外でお客さまがその発行を受けた場合、事務手数料 (K) 1,000 円 (税込 1,100 円) を 0 円とします。</p> <p>6 5(1)の場合の特例措置について、以下の場合は適用しません。</p> <p>現在のピカラ光ねっと契約者が、既に締結しているピカラ光ねっと契約 (この条文において「従来のピカラ光ねっと契約」といいます。) に加えて、同一の構内又は建物で新たにピカラ光ねっと申込みを行い、かつ当該新たに締結したピカラ光ねっと契約の成立以降 1 2ヶ月以内に従来のピカラ光ねっと契約を解約した場合。</p>	